

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準

1 出席停止の対象とする症状

新型コロナウイルス感染症に罹患している者・濃厚接触者のほか、以下の新型コロナウイルス感染症の初期症状と同様の症状がある者も、校長の判断により出席停止の対象とする。

【新型コロナウイルス感染症様症状】

発熱(37.5 度未満を含む)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚や嗅覚の異常など

2 出席停止の期間

(1) 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したとき

- ・ 医師や保健所等からの登校許可が出るまで出席停止とする。
- ・ 登校の際は、従前から使用している感染症に関する登校許可書を学校に提出する。登校許可書に証明がもらえない場合は、詳細に状況を確認した上で、登校の可否を判断する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者であるとき

- ・ 医師や保健所等からの登校許可が出るまで出席停止とする。同居の家族が濃厚接触者であるときは、学校での感染リスクを考慮し自宅休養するよう保護者に要請する。
- ・ 登校の際は、従前から使用している感染症に関する登校許可書を学校に提出する。登校許可書に証明がもらえない場合は、詳細に状況を確認した上で、登校の可否を判断する。

(3) 風邪症状による感染疑い・感染予防のための欠席

① 児童・生徒に発熱や風邪症状がでたとき

- ・ 発症した日から、原則として治癒した日の翌日まで出席停止とする。
- ・ 症状が重くなり、保健所及び医療機関等の診察・指導を受ける場合は、その指示に従い、医師等から登校許可がでるまでは出席停止とする。
- ・ 登校の際は、登校届（別記様式1）を学校に提出する。

② 基礎疾患がある児童・生徒が感染症予防のため登校を控えるとき

- ・慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等の新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされる基礎疾患を持つ児童・生徒が、感染症予防のため登校を控える場合は、学校保健安全法第 19 条に定める「感染症にかかるおそれのある児童生徒」として、出席停止とすることができる。
- ・保護者から、登校可否についてかかりつけ医に相談してもらう。その後、出席停止の期間等について、保護者と相談の上、感染予防に必要な期間を決定する。
- ・保護者とは電話・連絡帳により連絡をとり、登校届の提出は不要とする。

③ 基礎疾患がない児童・生徒が感染症予防のため登校を控えるとき

- ・保護者から児童・生徒を欠席させたいとの相談があった際には、まずは当該保護者から欠席させたい事情を聞き取り、学校で講じる感染症対策や学校運営の方針について説明して、児童・生徒を登校させることについて理解を得ることができるよう努める。その上で、当該保護者の意向がある場合は、出席停止とすることができる。

④ 家族に発熱や風邪症状がでたとき

- ・家族の風邪症状等について学校で把握することは困難であるが、保護者から登校可否について問い合わせがあった際は、可能な限り登校を控えてもらい、その間は出席停止とする。

3 本基準の適用期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4 参考

○学校保健安全法 第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※ 本様式は保護者が記入し、登校の際に担任へ提出してください。
※ 本様式に関して医師による証明は不要です。
※ 本様式の使用期間は令和3年3月31日までです。

別記様式 1

小平市立 学校長 殿

登校届 (新型コロナウイルス感染疑い用)

発熱等の症状が見られたため、下記のとおり自宅休養しました。

1 児童・生徒氏名

年 組 氏名

2 自宅休養期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※この期間は出席停止になります。

3 発症時の症状 (○をつけてください)

発熱 (°C) ・ 倦怠感 ・ 息苦しさ ・ 咳

味覚嗅覚の異常 ・ その他 ()

4 登校時の健康状態

①体温 (°C)

②上記3の症状がなくなった日 令和 年 月 日

届出日 令和 年 月 日

保護者氏名 _____